

**平成30年度
第3回いわき市介護保険運営協議会**

議事録

保健福祉部 地域医療介護室

長寿介護課

平成30年度 第3回 いわき市介護保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成31年2月13日（水） 午後2時30分～午後3時30分

2 場 所 いわき市文化センター 1階 大講義室

3 出席者

委 員	金成 明美	委 員	樫村 恵美
委 員	スーディ 神崎 和代	委 員	西丸 一義
委 員	山内 俊明	委 員	小野 操
委 員	中里 孝宏		
委 員	公平 和俊		
委 員	篠原 清美		
委 員	佐藤 英介		
委 員	箱崎 秀樹		

4 事務局職員

保健福祉部	部長	高沢 祐三
	地域医療介護室長	吉村 公孝
長寿介護課	課長	江尻 卓資
	課長補佐	鈴木 英規
	主任主査兼長寿支援係長	藤館 克共
	介護保険係長	坂入 直人
	介護認定係長	根本 豊伸
	主査	本田 文徳
	主査	永山 貴一
地域包括ケア推進課	課長	佐々木 篤
	主幹兼課長補佐	山本 博之
	企画係長	青木 崇徳
	主任主査兼事業推進係長	佐藤 和幸
地域医療課	参事兼課長	藁谷 孝夫
	主幹兼課長補佐	酒井 光
	事務主任	金賀 一樹

5 議 事

- (1) 地域密着型サービスの指定について
- (2) 介護保険施設等整備に係る公募について
- (3) 介護医療院の整備状況について
- (4) 介護給付費等適正化事業について
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬体系見直しについて

※ 議事に先立ち、本日の議事録署名人について、公平委員・篠原清美委員が指名された。

6 会議の概要

- (1) 地域密着型サービスの指定について

発言者	内容
事務局	《事務局からの説明に対し、特に委員からの質問等は無かった》

- (2) 介護保険施設等整備に係る公募について
- (3) 介護医療院の整備状況について

発言者	内容
A委員	現在、市内の介護療養型医療施設で介護医療院への転換時期が未定となっている2施設24床について、入院患者数等の状況を把握しているのか。また、この2施設が介護療養型医療施設の廃止時期までに、介護医療院への転換をしなかった場合に入院患者の行き場所等は、どのようになるのか。
事務局	入院者数等は、把握していない。なお、廃止の期限である平成35年度末になって、入院患者に混乱等が起きないように、計画的に転換できるよう、事業所を支援していきたい。
B委員	「2年に1度行政監査を実施」と記載されているが、対象となる事業所、監査方法を教えてほしい。

発言者	内容
事務局	<p>監査対象となる事業所は、原則、特別養護老人ホーム等の入所施設を対象としている。また、監査方法については、書類審査及び実地審査を実施している。</p>
B委員	<p>今般、介護老人保健施設を運営する医療法人が民事再生法の適用を受けたが、この施設の会計監査も対象となっていたのか。</p>
事務局	<p>市が実施する会計監査の実施対象は、社会福祉法人となっており、医療法人については、厚生局が監査を実施している。なお、当該法人が運営する介護老人保健施設の施設監査については、市が実施している</p>

(4) 介護給付費等適正化事業について

発言者	内容
A委員	<p>資料中に、介護支援専門委員有資格者を介護費用適正化調査員として雇用し、「ケアプラン点検」や「不適正請求の点検」等を実施しているとあるが、現在、何名雇用しているのか。</p> <p>また、この調査員が自分の所属する事業所のケアプラン点検等を実施することはあるのか。</p>
事務局	<p>介護費用適正化調査員は、現在、1名を雇用している。</p> <p>また、常勤雇用であり、他の事業所には所属していないため、自分の所属する事業所のケアプラン点検を実施することはない。</p>
A委員	<p>介護費用適正化調査員1名の雇用で、全てのケアプランを点検できているのか。</p>
事務局	<p>調査員1名で全てのケアプランを点検するのは不可能であるため、福島県国民健康保険団体連合会から分析結果が提供されており、その分析結果を基に重点的に点検すべきケアプランを抽出することができることから、それらを積極的に点検している状況である。</p>

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬体系見直しについて

発言者	内容
C委員	「つどいの場創出支援事業（市独自）」と記載されているが、私は、市から業務委託を受託している社会福祉協議会が実施している事業であると認識している。
事務局	「つどいの場創出支援事業」については、総合事業の中の一般介護予防事業の一事業で、各市町村が独自の方法で実施しており、本市については、社会福祉協議会及びNPO法人地域福祉ネットワークいわきに業務委託し実施している。
C委員	「つどいの場創出支援事業」の説明欄に「活動費の一部補助」と記載されているが、社会福祉協議会及びNPO法人地域福祉ネットワークいわきに活動費の一部を補助していると考えてよいのか。
事務局	活動費の一部補助については、社会福祉協議会及びNPO法人地域福祉ネットワークいわきにではなく、各つどいの場の活動団体に補助しているものである。

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成31年 2 月 27日

議事録署名人

公平 和俊



議事録署名人

篠原 清美

